特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023 年 9 月 12 日

中国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販計　第 29 号
2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣　西村康稔　殿

広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員　中川　賢剛

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別　紙

料金その他の供給条件の内容

１　適 用 範 囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2023 年５月 19 日認可。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適 用 期 間

（１）　適用期間は、2023 年 10 月の検針日から 2024 年１月の検針日の前日までといたします。

（２）　定額制供給の場合は、（１）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（１）にいう検針日は、応当日といたします。

３　燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）（４）もしくは供給約款 18（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）（１）ニ、供給約款 17（臨時電灯）（１）ハ、供給約款 17（臨時電灯）（２）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（２）ロ、供給約款 20（臨時電力）（３）イ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ(イ)、供給約款 21（農事用電力）（３）ニ(イ)もしくは供給約款附則３（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（１）の料金または供給約款 16（従量電灯）（２）ホ、供給約款 17（臨時電灯）（３）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（３）ハ、供給約款 19（低圧電力）（５）、供給約款 20（臨時電力）（３）ロ、供給約款 21（農事用電力）（１）ハ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ(ロ)もしくは供給約款 21（農事用電力）（３）ニ(ロ)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

４　料　　金

２（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）（４）もしくは供給約款 18（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）（１）ニ、供給約款 17（臨時電灯）（１）ハ、供給約款 17（臨時電灯）（２）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（２）ロ、供給約款 20（臨時電力）（３）イ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ(イ)、供給約款 21（農事用電力）（３）ニ(イ)もしくは供給約款附則３（農事用電灯のお

客さまについての特別措置）（１）の料金または供給約款 16（従量電灯）（２）ホ、供給約款 17（臨時電灯）（３）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（３）ハ、供給約款 19（低圧電力）（５）、供給約款 20（臨時電力）（３）ロ、供給約款 21（農事用電力）（１）ハ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ(ロ)もしくは供給約款 21（農事用電力）（３）ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１（２）ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）１（３）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１（２）ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）１（３）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別　　表（燃料費調整）

１　燃料費調整額の算定

（１）　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β＝0.0992

γ＝1.1994

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

（イ）　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80{,}300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ｂ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ｃ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120{,}500\text{円} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年６月１日から 2023年８月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年７月１日から 2023年９月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年８月１日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年１月の検針日の前日までの期間

b　定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価　＝ 基準燃料費調整単価
＋ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価　＝ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価　＝ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
－ 基準燃料費調整単価

(ニ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価　＝ 基準燃料費調整単価
－ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ)　特別措置の燃料費調整単価

a　定額制供給の場合

(a)　定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	13 円 59 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	27 円 19 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	54 円 38 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	81 円 56 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	135 円 94 銭
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	67 円 97 銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	40 円 60 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	81 円 21 銭
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40 円 60 銭

（ｂ） 臨時電灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 銭

（ｃ） 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力１キロワット１日につき	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	11 円 52 銭

（ｄ） 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	5円76銭	11円51銭	23円02銭	34円53銭	46円05銭	57円56銭

（ｅ） 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力１キロワット１日につき	41 円 45 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	20 円 73 銭

ｂ　従量制供給の場合

（ａ） 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	52 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	3 円 50 銭

（ｂ） （ａ）以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	3 円 50 銭

（３） 燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

（イ） 定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯

燃料費調整額は、（２）によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

（ロ） 臨時電灯Ａ、臨時電力、農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）および農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

燃料費調整額は、（２）によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その１月の使用電力量に（２）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂまたは農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限ります。）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

２　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

（１） 定額制供給の場合

イ　定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

ロ　臨時電灯Ａ

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

ハ　臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円39銭7厘

ニ　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	４キロワット	５キロワット
１日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	2 円 51 銭 5 厘

（２）　従量制供給の場合

イ　従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	21 銭 2 厘

ロ　イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	21 銭 2 厘

３　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、１（燃料費調整額の算定）（１）の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および１（燃料費調整額の算定）（２）によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

１　特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

１　特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

添付書類１

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023 年 10 月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される 2023 年 11 月分から 2024 年１月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以　上

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類２

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		(a)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円　50銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh（※１）(b)	（※２）(a)×(b)
定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円　59銭
		20Wまで	〃	7.768	27円　19銭
		40Wまで	〃	15.536	54円　38銭
		60Wまで	〃	23.304	81円　56銭
		100Wまで	〃	38.840	135円　94銭
		100W超過50Wまでごとに	〃	19.420	67円　97銭
	小型機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	40円　60銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	81円　21銭
		100VA超過50VAまでごとに	〃	11.601	40円　60銭
臨時電灯A		50VAまで1日につき	1契約	0.313	1円　10銭
		100VAまで1日につき	〃	0.626	2円　19銭
		100VA超過500VAまで100VAまでごとに1日につき	〃	0.626	2円　19銭
		500VA超過1kVAまで1日につき	〃	6.260	21円　91銭
		1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	21円　91銭
臨時電力		1kW1日につき	1契約	6.579	23円　03銭
		0.5kWの場合1日につき	〃	－	（※３）11円　52銭
農事用電力B（脱穀調整需要）		0.5kW1日につき	1契約	1.6445	5円　76銭
		1kW1日につき	〃	3.289	11円　51銭
		2kW1日につき	〃	6.578	23円　02銭
		3kW1日につき	〃	9.867	34円　53銭
		4kW1日につき	〃	13.156	46円　05銭
		5kW1日につき	〃	16.445	57円　56銭
農事用電力C（育苗・栽培需要）		1kW1日につき	1契約	11.842	41円　45銭
		0.5kWの場合1日につき	〃	－	（※３）20円　73銭

従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B、および農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合）の最低料金部分	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	52 円　50 銭

※１　みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※２　小数点以下第３位で四捨五入して算定した。

※３　１kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第３位で四捨五入して算定した。